

船舶事故調査報告書

平成23年4月7日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 山本 哲 也

委員 石川 敏 行

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	平成22年8月10日 19時30分ごろ
発生場所	兵庫県加古川市東播磨港 東播磨港別府西港西防波堤灯台から真方位009°740m付近 （概位 北緯34°43.2′ 東経134°48.4′）
事故調査の経過	平成22年9月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	貨物船 第十二弘栄丸 ^{こうえい} 、194トン 135253、弘栄汽船有限公司 54.27m×9.20m×5.40m、鋼 ディーゼル、735kW、平成8年8月2日
乗組員等に関する情報	船長 男性 61歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和47年5月19日 免状交付年月日 平成21年4月13日 免状有効期間満了日 平成26年5月27日
死傷者等	なし
損傷	本船：左舷の船首及び船尾に、それぞれ縦約2m横約5cm 最大くぼみ約4cmの凹損及び擦過傷 防波堤：船体の塗装が付着したのみで、損傷なし
事故の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、船内の電源を主機駆動の軸発電機から給電しながら、平成22年8月10日19時20分ごろ、東播磨港の加古川河口の東側にある工場の岸壁に着岸するため、右舷約80m先に岸壁及び左舷約80m先に防波堤を見ながら、約1～2ノットの速力で北進中、船内の電源が喪失して操船不能となり、19時30分ごろ、左舷船首部が、東播磨港別府西港西防波堤灯台から真方位009°740m付近の防波堤に衝突した。 本船は、直ちにディーゼル機関駆動の発電機を運転して電源を復旧し、予定していた岸壁に着岸した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：平穏（港内）

<p>その他の事項</p>	<p>本船は、着岸後、電気工事会社に依頼して調査を行ったところ、軸発電機用のクラッチを制御する電気回路の電源である直流24Vの蓄電池が放電して機能を失っていたこと、及び同蓄電池の充電回路に組み込まれていた配線用遮断器がオフとなっていたことがそれぞれ判明し、同遮断器をオンに復旧した。</p> <p>主機駆動の軸発電機とディーゼル機関駆動の発電機は、並列運転ができない仕様であった。</p> <p>船長は、本事故の前日、機関室にある配電盤前の床に絶縁シートを敷設する作業を1人で行っていた。</p> <p>配電盤に取り付けられた配線用遮断器は、床から高さ約10cmの位置にあった。</p> <p>船長は、自身が絶縁シートを拵げて敷設するとき、シートが配線用遮断器に接触して遮断器がオフになったものと思った。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり あり なし</p> <p>本船は、東播磨港内の工場の岸壁に着岸作業中、船内の電源を喪失したことから、操船不能となって防波堤に衝突したものと考えられる。</p> <p>本船は、軸発電機駆動用のクラッチの嵌脱^{かんだつ}を制御する電気系統の電源用蓄電池が放電して機能を失い、クラッチが脱の状態となって軸発電機が停止したものと考えられる。</p> <p>電源用蓄電池は、充電回路に設けられた配線用遮断器がオフとなっていたため、電源機能を失ったものと考えられる。</p> <p>配線用遮断器は、船長が機関室にある配電盤の前の床に絶縁シートを敷設したとき、誤って同シートが同遮断器に接触し、オフとなった可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、東播磨港内の工場の岸壁に着岸作業中、船内の電源を喪失したため、操船不能となって防波堤に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	